

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ツノダ		コード	7308
提出日	2016/6/15	異動(予定)日	2016/6/30	
独立役員届出書の提出理由	社外取締役である麦島善光氏が平成28年6月30日に退任するため			
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	山本 隆雄	社外取締役	○															○		有
2	中根 浩二	社外監査役	○															○		有
3	田中 清隆	社外監査役																	○	
4																				
5																				

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		山本隆雄氏は、企業経営者としての豊富な知識及び経験ならびに幅広い見識を有しており、高度な視野から当社の企業活動に助言いただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、当社と同氏の間には、過去および現在において人的・資本ならびに利害関係がなく、当社経営陣から著しい支配を受ける、または当社経営陣に対して著しい影響を及ぼす可能性がないことから、当社は一般株主と利益相反する恐れがないものと判断しております。
2		中根浩二氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に精通しており、客観的中立の立場から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として選任しております。 また、当社と同氏の間には、過去および現在において人的・資本ならびに利害関係がなく、当社経営陣から著しい支配を受ける、または当社経営陣に対して著しい影響を及ぼす可能性がないことから、当社は一般株主と利益相反する恐れがないものと判断しており、独立役員として指定しております。
3	田中清隆氏が所属するテミス総合法律事務所との間に顧問弁護士契約を2014年9月まで締結しておりました。同所との取引金額は少額であり、社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。	田中清隆氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に精通しており、客観的中立の立場から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として選任しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。